

令和8年春の全国交通安全運動について

(昭和23年開始以降、今回で156回目)

1 全国交通安全運動について

根拠：「全国交通安全運動の推進に関する基本方針について」

(平成12年12月26日中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）決定)

- 毎年、春（4月6日から15日）、秋（9月21日から30日）の2回
- 実施の都度、交通対策本部（本部長：内閣府特命担当大臣）が推進要綱を定める。
- 推進要綱については、各交通対策本部員の決裁を依頼している。

2 令和8年春の全国交通安全運動の実施概要

（1）運動期間等

- 4月6日（月）から15日（水）までの10日間
- 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金） ※ 平成20年から実施

（2）運動重点（全国重点）

- 1 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
 - 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
 - 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- ※ 都道府県において、上記の重点のほか、地域の重点を定めることができる。

（3）令和7年春からの主な変更点及び運動重点の選定

- これまでの運動重点趣旨を継承しつつ、歩行者、自動車運転者、自転車・特定小型原動機付自転車利用者に対して、それぞれ取り組むべき施策を挙げて選定
- 特に、新入学期におけるこどもの事故防止等に向け「通学路」及び「生活道路」を明記
- 最近の交通事故情勢等を踏まえ、「ながらスマホ」を明記（令和7年秋から）

（4）内閣府における取組

- 政府広報、内閣府公式SNS等による情報発信のほか、ポスター（約6万枚）・チラシ（約83万枚）を作成、主催・協賛団体等への配布により広報啓発を実施
- 自治体において実施された施策・取組の中から効果的な施策・取組を抽出して、フィードバックすることにより、より効果的な運動を推進

3 今後の対応

- 1月下旬を目途に、関係機関・団体宛に推進要綱（交通対策本部決定）を発出
- 4月3日（金）の閣議における大臣発言（関係閣僚への協力依頼）及び閣議後会見における積極発言を予定